解説講義 十 企認問題

科目別レッスン



第1回/全8回

理解しにくいテーマや頻出テーマについて、重要なポイントをわか りやすく動画で解説します。仕上げに過去問を解いて知識をしっか りと定着させましょう。



労働基準法

●労働者・使用者

学習のポイント

労働基準法は、「労働者」が人たるに値する生活を営めることを目的として必要な労働 条件の最低基準を定めた基本法であり、「使用者」が具体的に定める賃金の支払や労働時 間など種々の労働条件は、労働基準法に定める基準を満たすものでなければなりません。

(1) 労働者(法9条)

条文

この法律で「**労働者**」とは、**職業の種類**を問わず、事業又は事務所(以下「事業」という)に使用される者で、**賃金を支払われる者**をいう。

ここをチェック!

- □「**労働者**」に該当するか否かは、雇用、請負、委任等の契約の形式にかかわらず、<u>実体として、使用従属関係</u>(事業に使用され、労働の対償として賃金が支払われる) <u>が認められ</u>るか否かにより判断されます。
- □<u>法人の重役等で業務執行権又は代表権を持たない者</u>が、工場長、部長の職にあって賃金を 受ける場合は、その限りにおいて労働者に該当します。
- □「インターンシップ」における学生についての判断基準は、次のとおりです。

労働者に該当する	労働者に該当しない	
直接生産活動に従事するなど当該作業によ	その実習が見学や体験的なものであり、使	
る利益・効果が当該事業場に帰属し、かつ、	用者から業務に係る指揮命令を受けている	
事業場と学生との間に使用従属関係が認め	と解されないなど使用従属関係が認められ	
られる場合	ない場合	

///Advance //

- ①適用除外(法116条)
- □適用除外者とは、「働く者」として賃金を得ていても、労働基準法上の「労働者」として 保護の対象とならない者をいい、具体的には、次のとおりです。

船員	労働憲章、用語の定義、罰則規定を除き、労働基準法は 適用されず、船員法が適用される。
同居の親族のみを使用する事業	世帯を同じくして常時生活を共にしている6親等内の血 族、配偶者、3親等内の姻族のみが働く事業。
家事使用人	家庭において家事一般に従事するために使用される者。

②特別法による適用除外

イ) 国家公務員の場合(国家公務員法附則16条)

労働基準法の適用を受ける	労働基準法の適用を受けない	
a) <mark>特別職</mark> (裁判官等)の職員	一般職(事務職)の職員	
b) 国営事業及び行政執行法人の職員	*人事院規則の適用を受ける。	

口) 地方公務員の場合(地方公務員法58条3項~5項)

労働基準法の適用を受ける	労働基準法の一部につき適用を受けない	
現業職(交通局・環境局・水道局等)の職員	一般職(事務職)の職員	

(2) 使用者(法10条)

条文 \

この法律で使用者とは、事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者をいう。

ここをチェック!

□「事業主」と	は、事業の経営の	の主体をいい、	<u>会社その他の法人の場合はその法人</u> 、	個人事
業の場合は事	<mark>業主個人</mark> をいい。	ます。		

- □「**事業の経営担当者**」とは、事業経営全般について権限と責任を負う者で、<u>法人の代表者、</u> 取締役、理事などをいいます。
- □「事業主のために行為をするすべての者」とは、人事、給与などの労働条件の決定や労務管理の実施等について、一定の権限を有し責任を負う者で、部長職・課長職などにある者などをいいます。なお、法9条にいう「労働者」でありながら、その者が同時にある一定の事項に係る権限と責任においては「使用者」と判断されることがあります。
- □「**使用者**」は、労働基準法上の義務についての履行の責任者であり、その認定は、部長、課長等の形式にとらわれることなく、<u>実質的に一定の権限を与えられているか否かによっ</u>て判断されます。単に、上司の命令の伝達者にすぎない場合は使用者とされません。